

# 新型コロナウイルスワクチン 接種について

## 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種は、8月末まで実施予定です。

### 【春開始接種の対象者】

1・2回目接種が完了している方で、下記に該当する方

- ① 65歳以上
- ② 基礎疾患を有する方(5～64歳)
- ③ 医療従事者、高齢者施設・障害者施設等従事者



8月末までは町内の一部の医療機関において接種が受けられます。

春開始接種の対象に該当する方で、8月中の接種を希望される場合は、ご自身で接種の予約をお願いします。

実施状況は医療機関によって異なりますので、直接医療機関にお問い合わせください。

個別接種を実施している医療機関等の詳細は、  
上三川町ホームページでご確認ください。→



春開始接種の接種券等がお手元に無い場合は、再発行が可能です。新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎ 9126までご連絡ください。

## 令和5年秋開始接種(予定)

接種時期	対象者	使用するワクチン	接種回数	費用
9月～12月	初回接種(1・2回目)が終了した5歳以上の方すべて	オミクロン株×BB.1系統の成分を含有する1価ワクチン	1回	無料

- ・上記の内容は、令和5年7月時点の情報です。今後、国の方針により変更になることがあります。
- ・詳細が決まり次第、対象者の方には、個別に案内をお送りする予定です。

▶問い合わせ先=新型コロナウイルスワクチン接種対策班 ☎ 9126

# 国民健康保険加入の皆様へ

## 医療費のお知らせ（医療費通知）について

国民健康保険に加入している皆様の健康に対する認識を深めるとともに、医療機関等による不正請求の抑止や、医療費の適正化を図るため、医療費のお知らせ（医療費通知）を年2回、世帯主あてにお送りしています。皆様の健康管理や受診歴の確認にお役立てください。

なお、令和5年度の発送(予定)は以下のとおりです。

発送時期	対象診療年月
8月上旬	令和4年11月～12月診療分
2月上旬	令和5年1月～10月診療分



※確定申告の医療費控除の添付書類として、領収書に代わり「医療費通知」が使用できます。なお、例年11月～12月診療分については翌年8月に発送予定のため、当該月については従来どおり領収書で対応してください。

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎66 9 1 3 4

## 交通事故等にあつたときは、 第三者行為に関する届出を！

交通事故のように第三者から傷害を受けてケガをしたときは、原則として加害者が治療費を全額負担すべきものとなります。

国民健康被保険者証を使って治療を受けた場合、あとから加害者に費用を請求することになりますので、「第三者行為による傷病届」を必ず提出してください。

また、けんかや他人が飼育するペットによるケガをした場合も同様となりますので、速やかな届出をお願いします。

なお、加害者と示談が成立している場合、国民健康保険は使えませんので、必ず示談を結ぶ前に届出を提出してください。

※治療を受けた際に、被保険者証を使用しない場合は、届出の義務はありません。

【届出に必要なもの】

- ・ 被保険者証
- ・ はんこ
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 交通事故証明書
- ・ 同意書
- ・ 誓約書

▶問い合わせ先=住民課 国保年金係 ☎66 9 1 3 4